

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年1月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,484,818	4,484,818	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	4,484,818	4,484,818	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第361条第1項第3号、第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年7月23日取締役会決議

(取締役用)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	113
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	879,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 979,549 資本組入額 489,775
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(従業員用)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	4,895
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	433
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,895
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	879,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 979,549 資本組入額 489,775
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成20年7月22日取締役会決議
(取締役用)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	113
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	649,000
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 755,718 資本組入額 377,859
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(従業員用)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	4,993
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	98
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,993
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	649,000
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 755,718 資本組入額 377,859
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。 (2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。 (3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。 (4)その他の条件については、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成21年7月23日取締役会決議
(取締役用)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	539,000
新株予約権の行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650,281 資本組入額 325,141
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</p> <p>(3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(従業員用)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	5,096
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) (注) 1	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,096
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	539,000
新株予約権の行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650,281 資本組入額 325,141
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社等の取締役、執行役員、理事、顧問、監査役又は従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、新株予約権の行使期間の範囲内で、当該期間の開始時又は退任もしくは退職のいずれか遅い時点から6カ月以内に行使を認める。</p> <p>(2)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6カ月以内(ただし新株予約権の行使期間の末日までとする。)に相続人の行使を認める。</p> <p>(3)当社のストックオプション委員会が特に認めた場合、新株予約権者は(1)及び(2)と異なる条件で権利を行使することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	4,484,818	—	141,851	—	305,676

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、当社による自己株式の取得のほかに大株主の異動は把握しておりません。

当社は平成22年10月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、当第3四半期会計期間において、185,589株を取得いたしました。平成22年12月31日現在の自己株式数は、216,294株（発行済株式総数に対する割合4.82%）であります。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株） 普通株式 30,705	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,454,113	4,454,113	—
単元未満株式	—	—	当社は単元株制度を採用していません。
発行済株式総数	4,484,818	—	—
総株主の議決権	—	4,454,113	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄には、証券保管振替機構名義の株式が197株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数197個が含まれております。

(注) 2. 当第3四半期会計期間において自己株式の取得を実施したため、平成22年12月31日現在の自己株式数は216,294株（発行済株式総数に対する割合4.82%）であります。

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） KDDI株式会社（注）	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	30,705	—	30,705	0.68
計	—	30,705	—	30,705	0.68

(注) 1. 上記の他、株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的には所有していない株式が2株（議決権2個）あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含めております。

(注) 2. 平成22年10月22日開催の取締役会決議（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得）に基づき、当第3四半期会計期間に以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- ①取得した株式の種類 普通株式
- ②取得した株式の総数 185,589株
- ③取得価額の総額 89,059,530千円
- ④発行済株式総数に対する割合 4.13%

上記の自己株式取得の結果、平成22年12月31日現在の自己株式の保有状況は以下のとおりです。

- ①自己株式総数 216,294株
- ②発行済株式総数に対する割合 4.82%

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	494,000	452,500	437,000	450,000	440,000	428,000	444,000	496,500	504,000
最低(円)	452,500	408,000	406,000	415,000	404,000	398,000	387,500	436,000	468,500

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長	—	代表取締役 社長兼会長	—	小野寺 正	平成22年12月1日
代表取締役社長	—	代表取締役 執行役員専務	ソリューション事業本部担当 コンシューマ事業本部担当 商品開発統括本部担当	田中 孝司	平成22年12月1日